

河合町議会会議録

平成24年 9月11日 開会

河合町議会

平成24年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （9月11日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
中 尾 伊佐男	3
岡 田 康 則	6
馬 場 千恵子	8
森 尾 和 正	18
谷 本 昌 弘	27
西 村 潔	31
○散会の宣告	43
○署名議員	45

平成 2 4 年 9 月 1 1 日 (火曜日)

(第 2 号)

平成24年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成24年9月11日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治

欠席議員(1名)

13番 弓戸 猛

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康德	副町長	荒木光義
教育長	藤岡和成	総務部長	迎田臨成
福祉部長	中尾博幸	住民生活部長	竹林信也
まちづくり 推進部長	東 正次	総務部次長	竹田裕昭
まちづくり 推進部次長	梅本英則	教育部次長	井筒 匠
政策調整課長	澤井昭仁	財政課長	福井敏夫
税務課長	岡田昌浩	安心安全推進 課長	森嶋雅也
住民福祉課長	大西孝幸	福祉政策課長	杉本正範

社会福祉 協議会課長	門口光男	保健スポーツ 課長	大平謙治
住民生活課長	津田浩二	環境衛生課長	木村光弘
まちづくり 推進課長	堀内伸浩	地域活性課長	山本孝典
上下水道課長	石田英毅	教育総務課長	御輿善弘
生涯学習課長	上村欣也		

会議に従事した事務局職員

局 長	増田善紀	主 事	堀内一憲
-----	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（池原真智子） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成24年第3回定例会を再開いたします。

なお、13番、弓戸 猛議員より欠席の届け出を受けております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（池原真智子） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 中 尾 伊 佐 男

○議長（池原真智子） 1番目に、中尾伊佐男議員、登壇の上質問願います。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（池原真智子） はい、中尾議員。

（10番 中尾伊佐男 登壇）

○10番（中尾伊佐男） おはようございます。

通告書に基づいて質問いたします。

天津市のいじめ問題を契機に、いじめ等の問題が予防解決する難題に学校と教育委員会は十分対応できるのかという疑念が世間に生じています。

そうした教育現場の現状を踏まえた上で、いじめ問題は学校だけでなく地域、家庭が一体となって解決することが大きいと思います。社会的な問題であると据えるべきだと、またそのように思います。

行政、学校、家庭、地域の大人たちが、だれに責任を転嫁することなく、地域住民や保護

者と学校とが協働することで、子供の抱える問題に学校、家庭、地域の3者が責任を持つことで、つなげる仕組みになる。ともに汗を流して、地域の子供を私たち大人で育てましょうという意識で取り組みをスタートすることで始まると思います。

いじめをめぐって、悲しい事件等が、不信感を募らせる対応が繰り返されています。いじめは、認識と対応が根本的に転換されていないから、いじめの対策は、いじめに特化するものではなく、命を守り、心と人間尊重の知識を持つことで子供の育つ力につなげることです。いじめ防止にもつながると思います。

各地でいじめ問題を繰り返されていますが、河合町の小中学校におきましては、現状はどうなっていますか。また、児童生徒にいじめについてのアンケートなど取り寄せることを行っていますか。児童生徒へのカウンセリングも重要性があると思います。情報収集を取り寄せて、子供たちの心を把握して、未然にいじめを防ぐことが大事であると思います。

このことについて、町の考え方をお聞かせください。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 私のほうから、いじめについて回答させていただきます。

いじめにより子供たちがみずからその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しております。教育委員会では、これまでも常日ごろから、いじめがあれば報告を受け、教育委員会、学校と事象を共有し、常に解決に取り組んでおります。いじめは、どの学校でも起こり得る問題であることを十分認識し、日ごろから子供たちが発する言動の変化、助けのサインを見逃さないよう教職員に指示し、いじめの早期発見、早期解決に努めております。

また、いじめには、絶対にやってはいけないという意識を日ごろから子供たちの心にしっかりと定着させるために、道徳の授業の中でもきちんと取り上げており、さらに、今年3日には、県教育委員会のアンケート調査をすべての中学校、小学校高学年においては町独自のアンケート調査を実施し、その実施結果によって子供たちの置かれている状況を踏まえ、学校、家庭、地域とがしっかりと連携を図り、関係機関の協力を得ながら、子供たちのいじめの根絶に向けて努力してまいります。

なお、河合町教育振興基本計画にも、自己中心ではなく、相手の立場に立って、他を思いやる心、奉仕の心を育てていこうと、「豊かな心を持ち、みんなのために生き生きする人づくり」を教育理念と定めて、各校園で取り組んでおるところでございます。

以上です。

○10番（中尾伊佐男） 議長。

○議長（池原真智子） はい、中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） 生徒たちへのスクールカウンセラーは現場に十分に対処できますか。その人員、時間には、ちゃんと成り立っていますか。また、学校と教育委員会との情報交換などを常に行っておりますか。いじめの早期解決をつなげるためにも、ご苦勞をかけますが、積極的な教育委員会と学校との意見交換をしてほしいと思います。この件について、もう一度回答をお願いします。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 学校との情報交換につきましては、常日ごろから情報交換のほうはやっております。カウンセリングにつきましても、週1日、月4回、カウンセリング、相談業務をやっております。ただ、今後、国の動向を踏まえまして強化できると考えております。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（池原真智子） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） とりあえず、もう全国的にいじめ問題が騒がれていますが、私たちが言うまでもなく、学校側と教育委員会は常に情報交換していただきたいと思います。

また、終わりに、岡井町長が24年度施策方針に——学校の推進であります——うたっています。河合町の未来をつくるのは子供たちです。その子供たちに豊かな心と幅広い知識を身につけさせ、健やかな体を養い、社会の形成者として認識をしっかりとるような教育は、教育行政の大きな使命と言えます。また、教育ビジョンであります河合町教育振興基本計画の中で、教育理念を「豊かな心を持ち、みんなのために生き生き生きる人づくり」と言っていました。自分さえよければよいというのではなく、周りの人々に少しでも喜んでもらうことに喜びや生きがいを持つ子供たちを育てていきたいと、そのように語っています。岡井町長の施策方針の一部を読み取りました。

また、いじめは、学校と教育委員会だけでなく、地域の人たちとその住民が一緒になって協力することが、いじめ問題の防止につながると思います。もちろん私たち議会も、町行政とともに、学校や地域の人たちとともに、いじめのないまちづくりを目指して活動していきます。今後、教育行政をしっかりとやってください。そして、河合町からいじめ問題等々がなくなることを祈っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（池原真智子） これにて、中尾伊佐男議員の質問を終結いたします。

◇ 岡 田 康 則

○議長（池原真智子） 2番目に、岡田康則議員、登壇の上質問願います。

○4番（岡田康則） 議長。

○議長（池原真智子） 岡田議員。

（4番 岡田康則 登壇）

○4番（岡田康則） 通告書に従い、4番岡田康則が一般質問をいたします。

昨年から本年にかけて、河合第1小学校、第3小学校で通学合宿の行事が行われております。保護者、子供たちから、充実した2泊3日を過ごせたと聞いております。

それでは、通学合宿とはということで簡単に趣旨を述べさせていただきます。

子供たちが、一定期間、親から離れ、地域の公民館や集会所などで寝食をともにしながら学校へ通う取り組みです。炊事や洗濯、掃除など身の周りの日常生活にかかわることを、地域の方々の協力を得て、日常生活の技能や自立心を高めます。また、保護者、地域の方々の結びつきを強め、地域全体で子供たちを育てる機運を醸成いたします。

さきに述べたように、1小2回、3小1回実施され、本年11月では第2小学校で実施予定とも聞いております。先日、県庁へ私が伺ったときに、県協働推進課担当者からは河合町の熱心な取り組みを絶賛され、うれしい気持ちで、私、帰ってまいりました。

しかし、この県の事業も今年で終わります。また、次年度の予算もゼロと聞きました。しかし、培ったノウハウまたはボランティアの方々のご苦勞など、金額には換算できないほどの値打ちだと思います。

東北の震災、去年、県南部での豪雨など、自然災害がいつ起こるか、だれにもわかりません。日本一安心・安全なまちづくりを冠に上げている河合町で、通学合宿で得たノウハウで児童生徒たちに避難所の学校に宿泊する事業を考えていただけませんか。学校に泊まり、非常食または炊き出しなどで、少しひもじい思いと不便を感じるものが、今後の防災意識をまた高めるのにも重要かとも思われます。河合町の学校に通う児童生徒は、卒業までに一晚学校に泊まること、住民のお作法として定着すればとも思います。

子供たちは教育委員会、防災の知識のアナウンスは安心安全課、住民が泊まるとなると総務課または政策調整課と、行政の縦割りの組織が垣根を越えての取り組みを行わないと難しい行事かなとも思います。河合町独自の避難所宿泊体験が河合のスタイルということになればと思います。本町のお気持ちをお聞かせください。

再質問は自席で行います。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（池原真智子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 私のほうからは、通学合宿について回答させていただきます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、通学合宿とは、小学生が公民館や集会所など宿泊可能な施設に拠点としまして、家庭から離れ、共同生活を行いながら通学する取り組みでございます。

この事業の実施に当たりましては、自治会や各種団体のボランティアの方が実行委員会を結成していただきまして、通学合宿全体の安全確保、食事のメニューづくりや宿泊等の問題点について数度協議していただきまして実施していただいております。私ども、この7月に1小の通学合宿、側面からサポートさせていただきましたが、実際その現場で行動をともにしなければわからない苦労というのを今回多いなということを感じさせていただきました。

私どもとしましては、今後においても、こういう取り組みによりまして子供と地域のボランティアの皆さんとの連携が深まりまして、地域の教育力の向上、地域の活性化に物すごく寄与してるものではないかと感じております。今後とも、生涯学習課におきましては、そのような地域教育力の向上、地域の活性化を目的に実施していただく事業におきましては、引き続き支援をさせていただきたいと、かように考えております。

以上です。

○4番（岡田康則） 議長。

○議長（池原真智子） 岡田議員。

○4番（岡田康則） はい、ありがとうございます。

今、生涯学習課長からいただいたように、よい結果だということだったんですけども、私は、結局、通学合宿が今年度で終わるということですので、今ちょっと述べさせてもらったように、また学校で泊まるという宿泊体験のほうで、町の気持ち、また、とにかく不便を感じるということで、ちょっと予算が欲しいというのは、非常食を食べて、そういうひもじい思いもできたらいいかなとかいうことなんですけども、そんなところをちょっとご答弁いただ

きたいと思います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（池原真智子） 町長。

○町長（岡井康徳） 先ほどから通学合宿という質問をいただいておりますけれども、その基本的な思いは、地域の方々が、あるいは私が以前から提唱しておりますふるさとづくり、田舎づくりの一環として、子供たちが地域の方々とあいさつをし、そして田舎の言葉で言えば、おっちゃん、おばちゃん、元気か、あるいは、子供元気にしてんのか、お互いに声のかけ合いのできる、そういう地域づくりの基本だろうというふうに考えています。その勉強会を通学合宿ということでやっていただいていたという認識のことからいきますと、町独自で幾らかの予算化をしながら、この地域づくり、田舎づくり、その一環としての子供たちの関係づくりを強化をしていきたいと。このように考えておりますので、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

○4番（岡田康則） 議長。

○議長（池原真智子） 岡田議員。

○4番（岡田康則） 町長の答弁をいただけたということで、ちょっと心強いかなとか思いますので、ここで私の質問を終わらせたいと思います。

○議長（池原真智子） これにて、岡田康則議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

10時30分より再開いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（池原真智子） 再開します。

◇ 馬 場 千恵子

○議長（池原真智子） 3番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

（1番 馬場千恵子 登壇）

○1番（馬場千恵子） それでは、通告書に基づき1番馬場千恵子が質問いたします。

広域消防について。

広域消防は、奈良市と生駒市を除く県内37市町村で今年12月に運営計画を策定、来年9月に新しい広域体制の設立が計画されています。平成25年に総務部門、平成28年には通信部門、また平成33年に現場部門を統合し、職員の削減、消防通信、施設整備の経費の節減も計画されています。消防行政は住民の命と財産を守る重要な役割を持っています。広く住民の皆さんに知らせ、意見を求めるべきだと思います。町長の見解をお聞かせください。

今回の消防広域化は、住民と町財政にとってどんなメリット、デメリットがあるとお考えなのか、また消防職員や分署の体制、整備などへの影響などを具体的に明らかにしてください。

2番目は、電動アシスト自転車、3人乗り自転車への購入補助制度の実施についてです。

低炭素都市の実現への一環として、また自動車から自転車への交通・移動手段の転換を促進して温室効果ガス排出の削減を図る。また、子育て支援として電動アシスト自転車、3人乗り自転車の購入費の一部を補助する制度の新設をお願いいたします。

再質問は自席にて行います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（池原真智子） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、1点目の消防の広域化についてご回答を申し上げます。

まず1点目、住民の皆様の意見を求めるべきではという質問でございますが、当然住民の皆様には認識していただくべき問題だと考えております。そこで、今年の6月12日に河合町議会全員協議会を開催しまして議員各位にご説明をさせていただきました。また、8月28日には、奈良県広域化協議会事務局を招きまして、西和7町の町長、議長各位に説明させていただくとともに意見交換をしていただいております。今後とも議会を通して情報発信及び意見交換を行ってまいります。このように考えております。

次に、メリット、デメリットでございますが、8月28日の西和消防組合での情報が直近ですので、それに基づきましてお答えいたします。

メリットといたしましては、初動体制の強化、補完体制の確保、現場消防隊増強、職員の専従化、職員の養成、高度な車両等の整備が可能になる。職員の能力向上、そして一番大きなメリットといたしまして、消防救急無線デジタル化経費の削減ということが挙げられます。

デメリットといたしましては、これまでは経費負担が明確に示されてございませんでした。それを不安材料としておりましたが、西和消防組合の負担は減少するという試算が出されました。そのことから、今現在では大きなデメリットはないというふうに考えております。

次に、最後、消防職員や分署への影響ということでございますが、現在の広域化の基本方針といたしましては、当面現行の署所の統廃合は行わないということです。消防力の整備指針は、市町村の人口を基準に規定されております。消防の広域化により、市町村の人口が変わることがございませんので、基本的に整備基準が低下することはありません。現在検討中の職員数につきましても、本部業務の集約による人員の合理化は検討しておりますが、現在の各消防署の消防力の維持を基本に考えて進めております。

以上です。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 私のほうからは、2点目の電動アシストつき自転車、3人乗り自転車の補助金制度のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、近隣の町村に問い合わせましたところ、2つの町で3人乗り自転車の助成をされておられました。内容としましては、どちらも同じようなものでございまして、安全基準を満たす3人乗り自転車を購入した場合に、6歳未満の児童を2人以上養育している家庭に購入金額の2分の1、上限額が3万とか4万とか決まっておりますが、それを助成するというものでございます。

3人乗り自転車の用途を考えますと、子育てされている世代が幼稚園への送り迎えや日常の買い物などに利用されているのかと想像がつくところでございます。本町の幼稚園に問い合わせましたところ、約半数の方が自転車で送迎されておられまして、そのうち3人乗りは21名ございました。

3人乗り自転車は、普通の自転車に比べ安全面を考慮してつくられているため、かなり高額で、電動アシストがつくものについては10万円を超える価格となっております。この助成を行うことによって、環境に対する効果というものは判断がちょっとつきませんが、子育てという視点からは一定の効果があるものと考えております。

しかし、助成に当たりましては、国や県からの補助金制度がありませんので、全額町の負担となります。また、現金給付ということで、ばらまきとはならないものの、そういった懸念もありますので、近隣の状況などを踏まえながら今後検討したいと考えております。

以上でございます。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 広域消防についてですけれども、初動時間の短縮ということで、6月に議員に向けて全協で説明がありましたけれども、例えば、その説明のところで示されていきましたように、大和郡山の消防署から来た場合は3分間短くなる。また、香芝の消防署の場合は4分間短くなるというような表が示されていきました。しかし、西和消防からどうかということについては示されていないわけです。よそのところについてはメリットが、短縮されてあるということですが、西和消防のところでは到着時間の短縮についてはさほどのメリットはないというふうに思います。

また、現場の職員ですけれども、現場の職員についても事務職員が少なくなって現場に行く職員が増えるということでも示されていきましたけれども、それについても最終的には大幅な職員の削減というふうに数的にはあらわれています。

実際に現場で火災とかが起こった場合についても、職員の数が必要になります。例えば、消防車、ポンプ車に乗る人数ですけれども、5人乗るとするのが普通いいと言われていいますが、それが少ないところでは3人しか乗らないというようなことになって、現場で救出に向かう者、ポンプ車で放水する者というふうにしていくと、どうしても手薄になるということで、現場の状況についても、さほどというか、むしろ人数の削減によって救急の対応がおくれるということも考えられると思います。

また、経費についてですけれども、西和のところでは減少するというふうにお答えいただきましたけれども、消防職員の方の給料についてですけれども、大きいところに合わせて消防の職員の給料が決められていくわけですが、小さいところについては級が下がるというふうに言われています。このように、大規模な消防本部が一体化した場合ですけれども、小規模な場合は給料が下げられる、級が下げられるということですが、消防職員については給与が下がるということは最も重要な要素ですので、こういった引き下げについてももう少し慎重に研究をしていただきたいというふうに思います。

それと、今の消防署の数なんですけれども、全体的に30万人を基本に考えられています。

この30万人という数でいくと、今のところは分署については閉鎖しないというふうに言われています。今のところなんですね、それも。最終的にはどうなるかというのは、国が示しているように30万人でくくっていくということですので、当然統廃合されるということも十分考えられます。命を守る仕事ですので、こういった見通しについても、当面のことじゃなくて、ずっと将来的にも考えていただいて整備していただきたいというふうに思います。

緊急時については、よそからの応援もあるというふうに聞いていますけれども、それぞれのところでいろいろ災害があった場合ですけれども、現在でも市町村の総合応援協定とか、また県内の応援とか、また全国からの緊急援助隊の体制とかは既に確立されていますので、あえて広域化にしなくても十分対応はしていけると思います。

しかも、西和消防ですけれども、西和消防については人員の数は、甘い基準ですけれども、九十何%確立されています。そのほかについては100%充足しているわけです。そういう意味からも、例えば香芝広陵の、隣の分署ですけれども、その中で広域化になったら、今のところは統廃合しないというふうに言われてますけれども、その地域の方々は、今のところかということで、かなり不安を募らせておられます。

また、郡山についても、分署の数は2分の1、50%しか充足されていないので、どうしても広域化になると充足しているところから応援が考えられます。また、考えろという体制になると思いますので、そういう点で西和消防の中の私たちの地域での住民の命と財産は守っていけるのかどうか、その点も十分検討するべきではないでしょうか。

また、消防団との関係ですけれども、消防署員、消防署と消防団の方と協力してこの地域を守っていているという現状があります。ついては、その消防団員の方と、また地域住民の方と含めて、もっと詳しく説明する必要があるのではないのでしょうか。例えば火災についても、手が回らなくなったら実際には自分たちの財産を守り切れないということになりますので、住民の方にとっても切実な課題になると思います。そういう意味でも、議会の全協で説明をしたとか、それから議長とか町長に本部のほうから説明があったとかっていう段階ではなくて、もっとタウンミーティングとかという形をとりながらも住民の方に、命と財産にかかわることですので、きっちり説明して意見を聞くという姿勢が大切なのではないでしょうかと思います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（池原真智子） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） ご質問をいろいろいただいたわけなんですけど、西和消防は

現状のままで十分機能していると。広域化の必要はないのではないかという趣旨の発言があったのかと思います。それに関しましては、何とか今は非常招集ですとか予備隊の編成等の運営努力によって機能していると。ただ、8月30日の報道にありましたように、南海トラフによる海溝型地震が近い将来必ず起こるだろうと言われております。また、高齢化に伴いまして救急要請が増加しております。現状のままでいけば、いずれ対応しなければいけない課題が山積しております。これを、広域化によるスケールメリットを生かし、総務部門を効率化することにより、負担を増やすことなく現場力をアップする。その手法が消防の広域化だというふうに考えております。

確かに、個々の運用の中では、例えば議員ご指摘のように、西和管内の分署の守備範囲が広がるという不安等が挙げられますが、このような現場に踏み込んだときに見えてくるデメリットにつきましては、今後、各協議会の専門部会ですとか、幹事会、委員会等々で個別具体的な検討をなされていくというふうに考えております。

消防本部の規模でございますが、一般的に大きいほど望ましいというふうにされております。今回、37市町村、広域化しますと90万人規模になるということで、非常に望ましい形になっていくのかなというふうに考えております。国や県の財政支援、消防救急無線デジタル化の整備時期等を考えますと、やはり今広域化を推進すべきものと考えております。

以上です。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 今、新聞とかニュースでも報道されてますけれども、南海トラフの地震が起こった場合ということですけども、こういった大きな地震が起こったとき、そういったときこそ、広域化とかじゃなくて、地元の消防力を高める、自力を高めるということが最も大切なのではないかと思います。というのは、それぞれのところで、それぞれが厳しい状況にあるということですので、まして奈良県は比較的被害が少ない地域になるかと思えます。その中で、広域化という選択ではなくて、自分たちの地元の自力の消防力を高めるという選択をするべきだと思います。

それと、メリット、デメリットですけども、無線についてですけども、西和消防については無線化に向けて基金をためていたようです。この間の資料にありますように5億を超える基金があります。少し増えて5億6,000万というふうに言われてますけれども、それについては無線化するに当たっての基金だったというふうに聞いています。広域化で消防の無

線と一緒にしていくと県からの補助があるとかってということも言われてて、費用が安くつくというふうに言われてますけれども、自分たちで十分自力で無線についてもやっていける。そういった力があるのに、住民の命と財産を守るという立場を重視するのなら、それも自力でやるべきだと思います。

それと、スケールメリットについては、県からも課長からもいろいろとお聞きしてはありますが、例えばお薬とかだったら、この薬は効き目がある。効き目があるから、どうぞ服用してください。しかし、副作用については使ってみないとわかりませんよでは、本当にその人の命が守れるのかということになります。そういう点で、デメリットですね、むしろ、そこについてもきっちり住民の方にも説明できる。県の説明では、デメリットについてはやっていく中で解決していくというふうなあいまいな回答でしたけれども、それでは住民の皆さん、不安で仕方がないのではないかと思います。

職員の養成についてですけれども、議会でも報告ありましたけれども、西和消防では1年に1人確実に養成していったる。優秀な職員が生まれてきているということです。他の職員の数が50%、60%の地域では、そういった職員の教育が十分されているのか、育成がされているのかという点でも疑問に思います。そうすると、むしろ優秀な職員がこちらに来るのではなくて私たちの地域の優秀な職員を外に送り込むようになるのではないかと思いますので、その点についても考えていかねばならないのかと思います。

そうですね、そのメリット、デメリットについて、もう少し詳しくお聞かせください。

○総務部長（迎田臨成） はい、議長。

○議長（池原真智子） 総務部長。

○総務部長（迎田臨成） 先ほどから、かなりの複数点にわたってご質問いただいたわけですが、一応基本的に現在の状況については先ほど課長が答弁をさせていただいたとおりでございます。

ただ、今いろいろまた複数にわたって再質問いただいておりますけれども、いずれにしても、今、県の協議会、あるいはその専門部会の中で、いろんな角度から検討が重ねられております。当然、メリット、デメリット、いろんな点があるかと思えます。ただ、先ほど言いました財政的な面、あるいは現在奈良県全体を見たときにですね、例えば今の人の問題で、西和署管内の優秀な職員が外へ出て行く。ほんで、ほかから違う職員が来る。それは当然、統一化されたら異動もあるかと思えます。でも、それはそれとして奈良県全体を見据えたときにですね、先般も十津川で大災害が起こっておりますけれども、西和管内さえという考え

でいくのか、あるいは全県的な視点に立って優秀な職員を毎年毎年養成していくと。その中でレベルアップを図っていくということも、今後の当然計画としてありますから、そのあたりは河合町としても、今7町歩調を合わせて広域化に向けて進めているところでございますけれども、その詳細にわたってはそれぞれの専門部会の中で最終的な結論を見出していかれるのではないかなど。当然、私たちも県のほうの会議があった後に、担当課長を集めてですね、経過報告等、今そういう場も設けられておりますので、そういう中でまた意見を出していきたいなというふうに思っております。

ただ、馬場議員のおっしゃるように、反対の立場、賛成の立場、当然スタンスが違いますから見方も変わってまいります。同じ一つのことを考えても、反対の目で見ると、賛成の目で見ると。その基本には、住民の生命、財産を守る。この大きな原点があるわけですから、そのあたりを私たちも頭に置いて、心に置いて、今後取り組んでいきたいなというふうに思います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 今申された中で、南部での災害の支援とかについてですけれども、西和消防地域だけを私は積極的には見てるわけではありません。ただ、そういった南部の状況については、大きな災害とかが起こったら、当然応援もいきますけれども、幹線道路についての寸断というか、破壊とかも十分考えられます。その地域については、国とか県がもっときっちりと対策を練って援助をしていくべきだと思います。それぞれのところで応援に行かねばならんというか、行くという分じゃなくて、その部分については県と国がきっちり責任をとるべき課題だというふうに思っています。

それと、消防本部のことですけれども、櫃原に移転するというふうに聞いていますけれども、櫃原のその建物ですけれども、移転に伴う費用については負担はどうなのか。また、行く行く建て直す可能性はあるのかどうかということもあわせてお願いいたします。

それと、12月に調印というふうに計画表では書かれています。来年の6月に議会での議決というふうになっていきますけれども、むしろ議会、議決を先に、町民と直結している議員の意見を聞いて、その上で調印をするという運びのほうが順序としてはいいのではないのでしょうか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（池原真智子） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 消防本部につきましては、橿原の中和消防本部に一元化するということになっておりますが、今現在では建物建てかえ等については示されておられません。今後、年内に奈良県消防広域化運営計画というのが策定される予定になっておりますので、そのあたりを今後見守っていききたいなというふうに考えます。

調印の順番でございますが、まず12月、年内にですね、市町村長による協定書の調印が予定されております。年明けの6月に、これは地方自治法第290条による新消防体制の規約の議決でございます。これを逆にするというのは、これまで、まず我々行政のほうで意志決定をした上で、それから町議会に上程するということでもありますので、この点につきましてはこのままの順序になるかと思えます。

以上です。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 調印をされる前に、住民の意見を十分酌み上げるといふか、お聞きする機会を設けていただきたいというふうに思います。

それと、この調印そのものには法的な縛りはないというふうに聞いています。しかし、調印をしたらどうでしょうか。調印をした後で、やっぱり反対にするわというふうにはなかなか言いにくい立場になってしまうのではないかというふうに思います。本当に慎重な立場でそれぞれ、町長にお聞きしたいということで私は質問を出させておりましたけれども、町長はおられないということで、副町長にその辺の判断はどうかというふうにお聞きしたいと思います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（池原真智子） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 今後、町の責務として、情報発信や説明、本当にデメリットがないのかなどをしっかりと見きわめていくことが大事だと考えております。確かにおっしゃるように12月の協定書の調印につきましては法的な縛りがないということでございます。まずそこでしっかりと我々の意見を集約して方向を決めた上で、最終6月の議会に上程させていただいて、そこで議決をいただく。それが最終的な判断になりますので、そのときにしっかりと検討を加えてもらえたらなというふうに思います。

以上です。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 住民の意見等の収集はどういう形で行う予定になっていますか。

○議長（池原真智子） 安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 住民の皆様の意見の収集ということですが、負担が少なくなり消防力がアップするという目的に対して、住民の皆様には異論はないと考えております。そこに向かう広域化という手法が今検討されております。その手法に関して、住民の皆様の意見を直接聞く必要はないのかなと考えております。ということで、議会を通じて意見集約していきたいというふうに考えております。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この消防の広域化についての中身ですけれども、町民の皆さんに十分理解というか、中身を詳しく知らせていくと、やっぱり不安に思われているというご意見も出てくるかと思えます。そういった直接町民の声を聞くということを抜きにはやっぱり考えられないというふうに思えます。それと、直接関係のあります消防団の皆さんへの説明等についてはいかがなものでしょうか。どうされてますでしょうか。

○総務部長（迎田臨成） はい、議長。

○議長（池原真智子） 総務部長。

○総務部長（迎田臨成） 消防団の方には、毎年役員会等を開催されますので、そういう場でまた次回そういう話をさせていただくと。ただ、現実に消防団は消防団としてのいろんな課題、どこの市町村も一緒ですけども、課題もある中で、こういう常備消防の広域化とあわせて今後どういう形がいいのかという視点で、またいろいろ検討を加えていきたいというふうに考えております。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（池原真智子） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 電動自転車と3人乗り自転車の件についてですけれども、確かに近隣のところでは2町ということで、具体的には広陵町と斑鳩なんですけれども、市の段階では、ほかにも8市、9市くらいあるんですね。河合町で特にこの3人乗りの自転車とかについては、小さな子供さんを持っておられるお母さんにとっては、お買い物とか幼稚園の送り迎えとかについても欠かせないものだと思います。それについても援助いただくということで子育て支援というふうにもつながっていくと思います。

また、電動自転車のほうですけれども、自動車から自転車にという、自転車とは限らないんですけれども、とことん動けなくなるまで自動車に乗るといふふうになると、今度は足腰が立たない状態でおろされてしまうという形になってしまって、行動範囲もままならないといふふうになっています。ほかの自治体とか見ていくと、早く免許証を返上した場合、タクシー券を2万円分支給するとかっていう形で、足腰はまだ十分動くって変な言い方ですけれども、元気なうちに、そういった移行をしていくということも推進されてるところもあるようです。そういう意味でも、河合町なんかは特に坂道とかが多いですので、電動自転車とかで、生活の質を下げることなく、行動範囲も広く、文化活動等にも参加していただくという意味で、こういった電動自転車の補助についてもご検討願いたいと思います。

また、個人の財産というか、現金の支給といふふうになるということですので、生駒市とかについてはレンタルということも考えられているようです。実際、子供さんが大きくなると3人乗りはもう不要になるというふうなことになりますので、そういったレンタルのことも考えていただくとかっていうことで前向きに検討していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（池原真智子） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

◇ 森 尾 和 正

○議長（池原真智子） 4番目に、森尾和正議員、登壇の上質問願います。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

（5番 森尾和正 登壇）

○5番（森尾和正） 通告書に基づいて質問いたします。

1番、いじめ問題について。

いじめにより児童生徒がみずからその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しています。児童生徒がみずからの命を絶つということは、理由のいかんを問わず、あつてはならないことです。これらの事件では、子供を守るべき学校、教職員の認識や対応に問題がある例や自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会対応が不適切であった例が見られ、保護者を初め国民の信頼を著しく損なっています。いじめは、決して許されないことであり、ま

た、どの子にも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現に今いじめに苦しんでいる子供たちのため、また今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、早く対応する必要があります。

また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対処していくべきものであります。また、文部科学省からの通知で、各学校及び教育委員会は、いま一度総点検を実施するとともに、いじめへの取り組みについてさらなる徹底を図るようお願いいたしますとのことでした。

いじめの中で、特に女子の場合などは、無視をするなど精神的ないじめがあります。その場合はスクールカウンセラーが大きな役目を果たすと思います。スクールカウンセラーを常駐してはどうでしょうか。

2番、水道管老朽化対策について。

全国で耐用年数の目安となる敷設40年以上の老朽水道管の占める割合が増えています。漏水、また破裂して、大規模断水するなど、各地で被害が相次いでいます。河合町としては、今後の予定はどのように考えられておられますか。また、敷地内のメーターの外側での漏水も出てきていますが、その場合の対応はどのように考えられておられますか。そして、その修理費の負担は、地権者ですか、河合町ですか。また、近隣の市町村の場合、どんな例があるか教えてください。

再質問は自席にてさせていただきます。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 私の方は、いじめの問題で、特にスクールカウンセラーについてを答弁させていただきます。

スクールカウンセラーを常駐すればということなんですけれど、スクールカウンセラーについては、当然かけ持ちといいますか、多くの学校に行っておりますので、そのことから週1回、1日ですね、月4回が今のところは限度かと思っております。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（池原真智子） 上下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 私のほうからは、2点目、水道管老朽化対策について答弁させていただきます。

全国で敷設40年以上たった水道管が占める割合、老朽化率が、2010年度末統計によりますと7.9%と結果が出ております。本町におきましては、旧村エリア、こちらは公共下水道事業の普及とともにほとんどの水道管路は更新されておまして、今回ご質問の老朽水道管箇所でございますが、西大和ニュータウンエリアで開発時に敷設された水道管の一部と旧村エリアの一部が該当するものでございます。

安定した上水道の供給には、管路更新、こちらは根本となるものと認識はいたしておりますが、水道事業会計、独立採算が原則でございます。また、今年度は県水入水単価改定にともなう今後の経営シミュレーションを行う年でございます。現在、県水入水単価改定案の提示はございませんが、この経営シミュレーションをもととしました更新計画、こちらのほうを早期に策定したいと考えているところでございます。

次に、敷地内のメーターの外側での漏水、このことでございますが、外側というのは敷地内においてメーターまでの給水管と理解させていただいておりますが、本町におきましては、官民境界で給水管の管理区分、こちらのほうを分けさせていただいております。メーターまでであっても、敷地内であれば修理費用は使用者負担とさせていただいておりますが、なかなかご理解いただけない、こういった場合もございます。また、そのまま放置いたしますと、有収水量の低下を招くこととなります。

そこで、昨年8月、有収率向上計画を策定し、その項目の中で、敷地内においてメーターまでの箇所でも漏水があった場合、基本的修理費用負担割合を使用者、町の5対5とし、使用者の方にご理解を求めることといたしました。これによりまして、こういった事例は解消の方向にあります。今後におきましても、この方向で対応していきたい。このように考えるところでございます。

それと、管理区分ですね、近隣市町村、こういった状況かといったご質問でございますが、近隣におきまして、西和7町の中です、河合町と上牧町、この2町が官民境界で管理区分を分けさせていただいております。

以上でございます。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） このいじめのスクールカウンセラーの利用状況を教えてください。

それと老朽水道管、水道管は寿命が来たら交換する必要があります。ニュータウンでもぼちぼち出始めています。その費用の積み立て制度とか借り入れ制度とかいうのはないんです

か。ちょっとお教えてください。

それと、敷地内のメーターの外側での漏水の修理費用は、町と住民で半分ずつと、先ほど答弁で去年の8月決まったとおっしゃいましたけど、どういう過程を経て、どういう人たちで決まりましたか。お答えください。

○教育総務課長（御輿善弘） 議長。

○議長（池原真智子） 教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） スクールカウンセラーの利用状況ということなんですけれど、平成23年度の実績ですと400件、内容につきましては、不登校、いじめ、学業、進路、学校内での生活全般、教員の指導といったことが主な内容です。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（池原真智子） 上下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 更新費用、こちら財源でございます。水道事業会計予算におきまして、資本的収支の中で建設改良積立金という項目がございます。こちらに関しましては、過年度よりの取り崩しによりまして、現在更新対応できない状況でございます。また、借入れ、起債等々、こちらのほうも活用しながら、今後の更新計画の中の財政計画、こちらで検討したいと考えております。

それと、5対5の割合、有収率向上計画、こちらでございますが、私どもまちづくり推進部、部内でそちら計画策定に当たりましていろいろ検討させていただきまして、こういった状況を昨年8月といったタイミングで策定させていただいております。

以上でございます。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 今、いじめのスクールカウンセラーの内容を教えてくださいましたけど、その中の相談内容は教えてくださいましたけど、どの内容が最も多いですか。

それと老朽水道管、敷地内のメーターの外側での漏水は水道料金に計上されないの、やっぱりニュータウンでもぼちぼち出てきてますけど、水道メーターに計上されません。その場合、半分ずつでは住民はそのままにしておくという声をよく聞きますが、その点どのようにお考えになりますか。

○教育部次長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） スクールカウンセラーの相談の実績ということでございます。

先ほど申し上げました23年度の実績でいいますと、不登校という部分が一番多ございます。ちなみに、いじめにつきましては1件。当然これはプライバシーがありますので、中身まではなかなか私どもには情報ないんですけども、おっしゃるように今回いじめの問題でいろいろ報道なり、今般、教育委員さん、あるいは学校長、それと我々と、いろんな形で相談する、意見交換する機会がありました。森尾さんおっしゃるように、教育委員会の対応という部分がかなり問題視されております。そういった部分で、やっぱり日ごろから中尾議員もおっしゃったように情報を交換するということがまず1つあります。それと、こういった形で、子供たちの思いであるとか、当然不安な時期であるし、いろんな形のストレスもありますので、そういう部分でいうと、そのスクールカウンセラーという形の、これは臨床心理士さんがやっけていただいているんですけども、先ほど課長も申し上げましたように国のほうでもそういう形で予算措置を考えているということでございますので、私どもとしては、その辺の充実、拡充というのは、また今後に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（池原真智子） 上下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 再質問でございます。

先ほど申し上げさせていただきましたとおり、この方向で対応していきたいと考えているところでございますが、今後、それも先ほど申し上げました更新計画策定の際に、ガイドライン、こちらのほうを検討項目としまして内容検討を図っていききたいと、このように考えております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） このいじめ問題は、アメリカでは、いじめはいじめる側に問題があり、麻薬患者と同じでどんどんエスカレートするので、いじめる側を治療する必要があるという考えがあります。そのことについてどのように考えられますか。

それと老朽水道管、河合町の上水道の有収率は何%ですか。

○教育部次長（井筒 匠） はい。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） ちょっと質問の語尾がちょっと聞こえにくかったんですけど、もし差し支えなければ教えてください。

○議長（池原真智子） はい、森尾議員。

○5番（森尾和正） スクールカウンセラー、日本の場合では、いじめられてる側を保護するというのが多いですけど、やっぱりアメリカなんかでは、いじめというのはいじめるほうに問題があり、麻薬患者と一緒にどんどんエスカレートする。そやから、そういうふうなんも何か対処せんとあかんと思うんですけど、それについてどう思われますか。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 先ほども申し上げましたように、基本的に早期に対応するということが、いじめ問題を未然に防ぐという部分でいうと重要になってこようかと思えます。そういった部分で、当然アメリカの考え方もあるんでしょうけども、基本的には早期に発見をする。あるいは、不登校についても社会問題になってますので、そういった部分の子供の不安であるとか、あるいは保護者もそういう形でスクールカウンセラーを利用される場合がありますので、先ほども申し上げましたように、スクールカウンセラーの役割というのは、これからも当然充実していかないといけないという部分もありますので、そういった形でスクールカウンセラーをこれからも引き続き拡充していきたいというふうな考え方をしております。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（池原真智子） 上下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 有収率でございますが、平成23年度におきまして88.4%となっております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） このいじめ問題のスクールカウンセラーの今後の予定はどのように考えられておられますか。

それと老朽水道管、有収率が今88.4%ということは、残りの11.6ですかね、それが漏水していということになります。その漏水してる金額はどのぐらいになりますか。お教えてください。

○教育部次長（井筒 匠） はい。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 先ほども申し上げましたけども、国のほうでも来年度予算でいじめ対策ということで、せんだつてもちょっと新聞報道はあったんですけども、具体的にはこ

れから予算編成ということでございますので、町のほうでもあわせてそのあたりも踏まえまして今後考えていきたいなというふうに思っています。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○議長（池原真智子） 上下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 漏水分の金額換算でございますけども、申しわけございません、資料が手元ございませんので、後日提出させていただきたく、よろしく願いいたします。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 漏水率が11.6ということは、8年くらい置いといたら1年分の水道料がパーになったことになりまして、これは真剣に取り組んでいただきたいと思えます。

いじめ問題、王寺町ではスクールカウンセラーは週に3日勤務です。先ほどお答えになった河合町では週に1日。河合町で事件が起こらないためにもスクールカウンセラーの常駐は必要です。しかし、早急にはやっぱり王寺町みたいに3日に増やすとかが必要と思いますが、お考えください。

それと、漏水している金額というか、やっぱり量を考えると、敷地内のメーターの外での漏水の修理工事費用は、他の市町村が負担しているところもありますように町で全額負担したほうが、住民協力も得られ、有収率が上がり、得と思えますが、どのように考えられますか。

○議長（池原真智子） 教育部次長。

○教育部次長（井筒 匠） 王寺町の事例でスクールカウンセラーというお話もあったんですけども、先ほども申し上げましたように、当然充実拡充というものは念頭にございます。国の予算等々の今お話もさせていただきました。そういったことを踏まえまして、来年度に向けて検討してまいりたいというふうに思います。

○まちづくり推進部次長（梅本英則） はい、議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（梅本英則） 水道事業に関しまして、漏水並びに老朽管の更新、いろんなご質問いただいております。確かに西大和ニュータウン、整備されてから40年経過している部分、また40年が近づいている部分、そういう古くなっている管ということで、漏水のほうとも関連している部分、箇所があるのではないかとというふうに考えます。

ただ、先ほど課長のほうからも答弁いたしましたように、現在、県営水道の料金の見直し作業が実施されております。この県営水道料金が、河合町の水道事業総支出額に占める割合

が約65%となっており、ということで、県営水道料金が上がるのか下がるのかということが大きなポイントになってくるものというふうに考えております。この県営水道料金の改正を含めまして、水道経営または老朽管の更新等、また漏水箇所の修理等さまざまな点について、今後、検討の上、計画を策定していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 今のスクールカウンセラーのことですけれど、週1日で、今後、来年度に向けていろいろ予算で計上していったらいいというふうなことで、今の河合2小なんかの実態を見ますと、この春ごろはそうでもなかったんですけど、ここ最近は、物すごくスクールカウンセラーに来る人が多くて、スクールカウンセラーの人が、もう夜8時、9時までという実態もよく聞きます。そやから、これはもう早急にせんとあかんというふうに思います。やっぱりスクールカウンセラーの人も、そんな8時、9時でね、1日しかありませんし、それはちょっと早急にする必要があるので、その辺をちょっともう一遍お答えください。

○教育長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（池原真智子） 教育長。

○教育長（藤岡和成） 課長のほうで、両校、両中学校を合わせて年間400件と申し上げました。大体平均すると1日4人ということでございまして、今までの状況であれば何とか対応できてきたのかなと思っておりますけれども、やはり今後におきましては、子供たちが、あるいは保護者が相談したくても、やはり週1日、非常に窓口というか、機会が少ない。いかにも少ない。やはりそういう思いもいたしております。そういったことで、そういった機会や窓口を広げるためにも、今後早々にこのカウンセラーの配置については検討したいと思っております。

なおかつ、先ほどから次長が何回もお答えいたしておりますけれども、さきに平野文部科学大臣が全公立中学校にカウンセラーを国として配置をしたいという報道もございました。特にこの辺については、本当にありがたいことだと思っております。何とか今年度、状況によっては、カウンセラーの先生方にも機会についても少し増やせないかというご相談も申し上げながら対応したいなと思っております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） はい、森尾議員。

○5番（森尾和正） 今回のこの老朽水道管なんですけど、老朽だけではないんですけど、旧村地区では、さっき官民境界、道路の外側は町のあれで、道路から敷地へ入ったら民の責任です。ところが、メーターがたまたまこのニュータウンは官民境界のどこになくて、3メートル、4メートル入ってるところもあります。官民境界が原則ですけど、それでは漏水の対策がなかなか進みませんので、去年の8月に決まって、町で半分持とうということになったらしいですけど、官民境界ですけど、旧村地区ではメーターが道路上にあるところもあります。道路上ということは、車も通りますし、傷むし、官民境界の難しい問題もあります。そのときの漏水が起きた場合、いろいろこれからは問題が生じると思われますが、このことについてもきっちりしたことをこれから決めていただきたいと思いますが、ちょっとそれについてお答えください。

○議長（池原真智子） 上下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 公道部分に水道メーターが存在するといった箇所、私のほうも把握のほうはさせていただいております。

しかしながら、こちらに対しまして、非常にまれなケースでございます。今後策定いたします更新計画の際、新たなガイドライン、こちらのほうを構築したいと、このように考えますので、よろしく願いいたします。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○議長（池原真智子） 森尾議員。

○5番（森尾和正） 河合町住民が安心・安全で生活できるように、この2つの問題を真剣に取り組んでいただくことを願ひまして、私の質問をこれで終わります。

○議長（池原真智子） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は11時35分からとします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時38分

○議長（池原真智子） 再開します。

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（池原真智子） 5番目に、谷本昌弘議員、登壇の上質問願います。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

（9番 谷本昌弘 登壇）

○9番（谷本昌弘） 通告書に従いまして、次の質問をさせていただきます。

河合町大輪田と斑鳩町を結ぶ橋、大城橋、または、大和川の増水時には、橋そのものがすべて水中に没してしまうため、古くから潜水橋とも呼ばれております。橋そのものは小さなコンクリートづくりですが、河合町と斑鳩町を結ぶ農業用道路、また生活用道路としては大変に貴重で便利な橋です。この貴重な橋が、大和川が一たび増水するたび通行どめの処置がとられております。斑鳩町側、河合町側が、その都度役場担当課によってバリケードが設置され、閉鎖されます。

近年、道路、住宅排水溝などなどの一段と整備され、水の流れも非常に速くなり、河川の水量も一気に増水してしまいます。大城橋もすぐ冠水してしまいます。役場があいている日中なら、その担当課によって閉鎖されるわけですが、行政の休みの夜間、あるいは土曜日、日曜日などは、警察の方々によって開閉されております。

これらの作業がすべて人の手によって開閉されております。通行どめの処置が遅くなったり、あるいは無理に通行しようとしたため、転落事故あるいは転落死亡事故が過去に何回となく発生しております。現に今年の7月にも車の転落事故がございました。春は単車が転落しております。河川の両サイドを瞬時に閉鎖してしまう遮断機ですね、鉄道の踏み切りに見られるような電動の遮断機を何とか設置できないものかと。大変な労力を軽減できるし、安全確実に通行どめもできるし、解除にいたってはいとも簡単にできると思っております。

あとの質疑は自席にていたします。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 大城橋に踏み切りのような電動遮断機の設置をという質問にお答えさせていただきます。

大城橋は、もともと河合町から斑鳩町へ出作する農耕者のためにつけられた橋と聞いております。その歴史は定かではありませんが、現在の橋は昭和27年につけかえられているようです。昭和51年には国土交通省大和川河川事務所の河川占用許可を受けております。概要としましては、設置年度が昭和27年、延長66.5メートル。幅員2.3メートル等々です。

安全対策としましては、平成21年3月に、それまでは警察や道路管理者で増水時に仮設バリケードを設置し、通行規制することにより、通行の安全を確保してきたものを、橋梁にセンサーを取りつけ、水位上昇の際に電話通信で自動的に斑鳩町及び本町に通報する機能と、現地では水位上昇に合わせて橋面からマイナス40センチで冠水注意、橋面からマイナス10センチで通行どめと、パトランプが点灯することにより通行者に危険性を知らせるシステムを導入設置いたしました。現在、時間中及び警報待機時の増水については、冠水注意点灯により、両町でバリケードを設置して通行規制しております。また、休日、夜間の場合には、西和警察の協力をいただき通行規制をしております。

システム設置以降でも、残念ながら軽自動車転落事故、バイク転落死亡事故などが発生しております。いずれも通行どめ点灯中であるにもかかわらず無理に通行しようとして起きたものであります。この橋は周辺幹線道路の渋滞箇所の抜け道的存在となっており、地元関係者以外の利用者があるようです。

議員ご指摘の電動遮断機ですが、過去に検討した経緯があります。ただ、無人状態での作動に対する安全性の確保、人や車両にその遮断機が直撃する可能性、また河川内に人や車両が取り残された場合の対応等について考慮した上で、全国的にも事例がなく、一からの開発となること、そして、その効果、リスク、費用を検討した結果、導入できておりません。

確かに大和川増水時の迅速な対応は課題であります。ただ、鉄道の踏み切り内でも事故が発生しているのも事実であります。また、橋が冠水した後の橋面のごみ等の堆積物が通行上危険ですので、水位が下がったときの橋面の点検、清掃が非常に重要であると考えております。

現在、橋が河合町側よりも斑鳩町側の高さがかなり下がっている——これは落差として85センチ下がっております——ことについて、周知するための警告看板と通行どめの際の仮設バリケード、固定式のバリカーの設置について検討し、設置場所の管理者である大和川河川事務所と協議中であります。今後も道路管理者として西和警察、斑鳩町と協力しながら橋の通行安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） そのバリケードの開閉ですね、年間どのぐらいその開閉、手作業でやっておられるか、少しお聞きいたします。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 最近のデータになりますが、平成22年4月から12月の間で25回、昨年、平成23年1月から12月で19回、今年、24年1月から7月末現在で14回となっております。

○9番（谷本昌弘） はい。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 近年、局地的な豪雨、かなり大きな豪雨が発生しております。その都度その都度、大和川の大城橋、冠水をするわけですが、その都度行政が、そしたら斑鳩町側、あるいはまた河合町側、人力によってバリケードが設置されるということですね。

今も答弁にありましたように、確かにそのバリケード、手でよけりゃ、簡単によけられます。通行者の方は、まだ行けると。バリケードが設置されておるにもかかわらず、自分の判断で、まだ行けるという判断で、バリケードをよけて通行することも、これは可能なわけですね。私もそのバリケード何回となく見て知っております。

今申されましたように、電動遮断機をすることによって、橋を通行される人が危ないとか、あるいは視認できる、できないとかいうふうに、ちょっと難しい考え過ぎてはんのかなと思っております。橋そのものは70メートル足らずですんで、橋の70メートルのその際ですね、橋の両サイドに電動遮断機を設置する。おろすときは視認、担当課が目を見て、だれもおろへんのを確認して橋をおろすと。開閉だけを電気でするということですね。そのくらい、えらい大層に難しい、カメラ設置してどうのこうのとかいう難しい考えんでも、橋の両サイド、70メートルですんで、直線道路ですんで、橋の両サイドにその遮断機を設置しといて、開閉をボタンでするとか、あるいは一度開閉してしまふと簡単にはよけられないというような策を講じてれば、そのようにバリケードをよけて通行するというようなこともなくなるんじゃないかと思っております。

つい先日も、この担当課、斑鳩町、河合町に西和警察の方々と会合を持たれておると聞いておりますが、有効な施策、どのような話、差し支えなければ、どのような結論にいたった

のか、ちょっとお聞きいたします。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 議長。

○議長（池原真智子） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（堀内伸浩） 道路管理者であります本町と斑鳩町及び西和警察のほうで協議させていただいてる内容としましては、現在の対応としましては、先ほども申し上げましたように、勤務時間中あるいは警報待機中については、それぞれ道路管理者である本町、斑鳩町がバリケード設置等を行うと。ただ、夜間であったり、休日の緊急時に、西和警察のほうも重点的にパトロールしておりますので、その点、時間的なタイムラグをなくすように警察のほうで閉めると。閉鎖することについては、警察のほうで危険と判断した場合は即閉めるといったことで対応すると。閉めたことの連絡をいただいて、その後の対応については各道路管理者のほうで行うといった対応をさせていただいております。

また、有効な手段ということで、仮設バリケードであればどけるやないかということなんで、今現在協議中なのが、どけない固定式のバリカーを設置するといった形で、その後、道路管理者が橋面の安全を確保、確認した上で、開放するという形をとれるように、現在、河川事務所のほうの許可になりますので、協議中ということでやっております。

以上です。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） いずれにいたしましても、これのバリケードの設置あるいは解除といたしますのは、すべてで人力によってせにゃいかんということになるわけですね。この話、私、県議会のほうでも、今年の秋、この9月に取り上げてくれと県議会のほうにも申し上げております。県からまた国のほうにもこの話を要望していくと。何とか河合町の大城橋に自動的に設置できるような、また、いわゆる金額ですね、公費によって設置していただくというようにしていただくように要望も出しております。

河合町のほうにおきましても、斑鳩町さんと一緒に歩調を合わせて、町のほうから再度。以前に要望を出されたというふう聞いておりますが、近年ますますこの開閉、いわゆる閉鎖する回数が多くなるかと推定されますので、今まで以上の労力が必要とされるわけですね。そのようなものを解消するためにも、なおさら、以前と状況も違いますし、かなり道路自体も頻繁に通行されるような重要な橋でございますので、でき得れば完全に遮断してしまうというような方法、国のほうにも要望していただきたいと。斑鳩町と連絡を密にして、県、

あるいはまた国のほうに、私からでなく町からも、そのような要望の声をぜひとも県になり、国になり上げていただきたいと、そのように要望しております。

以上で私の質問終わります。

○議長（池原真智子） これにて、谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

◇ 西 村 潔

○議長（池原真智子） 6番目に、西村 潔議員、登壇の上質問願います。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。

（7番 西村 潔 登壇）

○7番（西村 潔） 議席番号7番西村 潔が通告書に従いまして質問させていただきます。

質問は3つございます。

まず、1つ目、財政健全化計画について質問いたします。

町は平成17年から5カ年間の財政健全化計画に従いまして取り組みを実施してまいりました。この結果、計画以上の目標を達成できたにもかかわらず、財政は年々厳しい状況にあるというのが、町の現在の認識でございます。21年度で5カ年計画は終了したわけですが、22年度から新たな長期計画をお願いをしてまいりました。残念ながら、その実現には至っておりません。23年度の一般会計の決算では実質収支約9,800万円の黒字となっております。22年度に比べますと約3,600万円この黒字が減少しているわけですね。これは23年度だけでとってみれば実態は赤字だったということになるわけです。

平成25年度中に都市開発公社の解散に向けて第三セクター債の起債が視野に入ってきております。これにより、公債費の増加、借金を返済しないといけないという経費が経常的に膨らんでいくわけでございます。その財源をどのように確保していくのか。住民に負担を直接あるいは間接的にお願いするというような状況になりつつあるわけですね。

6月の議会での私の質問に対しまして、このように答弁がございました。「土地開発公社の失敗は行政側にあり、最終的な責任は行政にあるとのことでした。町長はこのように答弁されております。責任の所在ということを何度も何度も質問されております。私にあるんだろうという認識はしている。責任のとり方については、今後の我々の課題だということで、

自分なりに考えてまいりたいということでございました。住民に一切負担を負わせないということであれば話は別ですが、住民に負担をお願いするのであれば、財政健全化計画をきちっと策定していただいて、河合町の置かれている状況を住民に直接説明をすることは当然のことだと私は思っております。

そこで、財政健全化計画についての具体的に質問を進めたいと思います。

まず、歳出の抑制、歳入の確保について、総合的・長期的な視点で計画を立てる必要があると私は思っておりますが、いや、そうじゃないんだというようなことであれば、町の考え方をお聞かせください。

1、平成25年度から新たな5カ年計画の策定の可否について、町の見解をお聞かせください。

そのうち、①として、25年度から新たな経常的な歳出拡大にどう対応するのか。

②これに見合う歳入確保の道筋をどうつけるとしているのか。

③住民の生活に直接影響を与えない歳出削減とはどういうものを想定しているのか。具体的な施策があれば、当然今から考えていかなければならないわけですね。

次に、2番目に、土地開発公社の解散に向けて、第三セクター債の利用に伴う財政の影響について、できれば今後20年間の予想されるキャッシュフローを開示していただきたいと思っております。

3月議会で、財政課長の試算によれば、平成25年度の債務保証の見込み額28億500万円を償還期間20年で、利率2%で25年度、来年度に借りた場合では、平成27年度で最大1億9,500万円となるということ、以降減少していくというふうな答弁がございました。そこで、できれば25年度から20年間の年度ごとの公債費と公債残高の推移を我々に示していただきたい。開示をしていただきたいと思っております。

次に、地域包括支援センターについて質問いたします。

平成18年度から地域包括支援センターがスタートいたしました。はや6年が経過。いろいろな課題があり、行政として施策を実現するため、あるいは、どのような取り組みをこれから行おうとしているのか、お聞かせください。

まず、1つ目、地域包括支援センターに対する明確な運営指針について提示していると思っておりますけれども、以下の視点で町はどのような考え方を持っていますか、お聞かせください。

まず、1つ目、地域包括ケアというのがございます。これは、地域での在宅介護の限界点を高める。ちょっと専門的な言葉になりますけれども、高齢者が生活のための機能が悪化した

としても地域に住み続けられる環境を構築することと言われております。河合町における地域包括ケアシステムをどのように今後構築していくのか、構築のためには何が最も必要と考えているのか、お聞かせください。

②、現在3職種働いておられます。保健師さん、社会福祉士さん、主任ケアマネジャーが、どのような形でそれぞれの専門性を生かしながら連携しているのかを具体的な事例で説明をしていただきたいと思います。

3番目、地域包括ケアを推進する上で、24時間体制が必要になると思います。これがさらに求められると思いますけれども、現状はいかがでしょうか。

4番目、課題としてですね、まず業務量が増える、職員数が不足している、専門性をいかに確保するのか、専門職をいかに確保するのか、それから職員さんの異動などがありますけれども、これらをどのように町としては解決しようとしているのか、お聞かせください。

次に、この地域包括支援センターを運営するに当たって、保険者がどのようにかかわっているのかについて質問したいと思います。

まず、1つ目、高齢者が住み続けるための地域の課題とは一体どのように行政は考えているのか、どのように認識しているのかについて、ご回答をお願いしたいと思います。

2番目、総合相談機能の中身とは一体どういうものなのか。これを向上させるための方策を検討していると思いますけれども、いかがでしょうか。

3番、業務が増えることであれもこれもできないと思います。やはり優先順位を明確化して、地域包括支援センターにきっちり連携をとっていただきたいと思いますけれども、この点についてはどのようにお考えになっているのか。

それから、4番目ですけれども、行政との連携は従来からと言われております。高齢者やその家族さんの視点からすれば、連携から連結へのステップ、すなわち行政と一体化をしないといけないんですけれども、現状はどのようになっているのかということについてご回答をお願いしたいと思います。

次に、介護保険サービスの利用者と給付について質問いたします。

厚労省の実態調査では、2011年度のサービスの実際に受けた受給者は、前年度に比べて24万人増えている。517万人となったと。総費用が2012年度には9兆円に迫る勢いだというふうに調査がございます。

そこで、介護保険料は全国平均で約4,970円ぐらいになっておりまして、月5,000円に近づきつつあるわけですね。幸い河合町は全国平均を下回っております。しかし、次回の改定時

には上昇は避けられない等の見方もございます。そこで、23年度の給付について河合町はどのように分析されているのか。これについて質問したいと思います。

まず、平成23年度の河合町の介護認定されてる方の高齢者の数。

その中で、サービスを全く利用しなかった人の人数。

3番目、サービスを利用した高齢者の人数、実人数ですね。

4番目、介護保険給付費の総額。

5番目、生活援助の給付費総額について開示をお願いしたいと思います。

細かな介護度別とか主要サービスごとについては、別途資料は後日提供していただきたいと思えます。

それから、訪問介護サービスの中での生活援助の給付費、加算分を含めて、どの程度あるのか。この訪問介護のサービスの中での実績と割合を教えてください。

次に、保険料の上昇を抑えるための施策としては、給付費の膨脹を抑えることが基本でございます。この中で、まず具体的にどのようなことが考えられるのかと。

そこでひとつ、まず掃除などの生活援助を介護保険の対象から外すことについて、町はどのように考えているのかということです。

それから、現在、介護保険では、給付を受けた場合は10%の自己負担がございます。医療保険も同じように10%、20%、30%がございます。それで、この介護保険についても10%から20%に引き上げるということについて今後検討課題になろうと思われませんが、この点についての効果はあるのかなのかについての行政側の見解をお聞かせください。

それから、次は保険料の増収策でございます。

現在、40歳以上の方を対象にしておりますけれども、徴収年齢を40歳未満に広げることがかつて検討されたことございます。今後は、当然この保険料の徴収対象者の層をどういうふうにしていくのかということも課題が上がってくると思えますので、この点についても保険者としての意見をお聞かせください。

今後、高齢化がますます進む中で、この3点については、国の制度改正の中で当然いずれ議論されると思えますけれども、改めてここで町の考え方も確認をしたいと思っております。

以上でございます。

追加質問がございましたら、また自席で行いたいと思えます。

○財政課長（福井敏夫） 議長。

○議長（池原真智子） 財政課長。

○財政課長（福井敏夫） 私のほうからは、財政健全化計画というご質問についてお答えさせていただきます。

まず、平成17年度から実施してきました河合町財政健全化計画、これは平成21年度までの5年間を集中改革期間として位置づけ、集中的に行財政運営の全般にわたる見直しを行ってまいりました。その結果、平成17年度以降、一度も赤字決算に陥ることなく、財政再建団体への転落ということは回避できたと考えております。

それ以降、集中改革期間終了後も計画で予定した健全化の取り組みにつきましては引き続き着実に進めておるところでございます。毎年度の予算編成過程におきまして、健全化計画の取り組み事項を含め、事業の廃止、縮小等も含めた検討を行うとともに、すべての事業についてコスト意識を持つなど、効率的な事業の執行を徹底しておるところでございます。

新計画についてのご質問でございます。

これまでの健全化の取り組み、これは継続して進めることが必要でございます。その上で、社会経済情勢の動向、あるいは地方財政対策などの大きな転換、あるいは新たな財政需要の発生などにより、財政収支の見通し、これが厳しくなった場合、新たな計画策定も視野に入れた計画の見直し、これは必ず必要であると考えております。

次に、25年度からの経常的な歳出拡大の対応とその歳入確保の道筋というご質問でございます。

まず、平成25年度以降発生する大きな財政需要といたしまして、公社の解散に伴う三セク債、これの元利償還金が挙げられます。これにつきましては、借り入れ条件となります返済期間、償還期間によりまして、毎年度の負担額というものが大きく変わってまいります。後でご説明させていただきます設定条件と同じように償還期間を25年、これで試算した場合、毎年度の元利償還金は、平成27年度、1億6,700万円をピークに毎年度徐々に減少してまいります。

一方、公社の解散によりまして、平成24年度まで毎年度実施してまいりました利子補てんと損失補てん、ちなみに23年度決算では7,700万程度でございます。これが不要になります。そういうところから、実質の負担増加額、これにつきましては、最大で平成27年度、約9,000万円程度と見込んでおります。これまでの健全化策あるいは公債費の負担適正化などによりまして、人件費、公債費、これは将来的にも着実に減少することが見込まれます。したがって、今後も財政健全化計画、これを継続して実施することで、非常に厳しい状況になることは避けられません。ただ、何とか財源の確保という面では可能ではないかと見込んでおり

ます。

次に、直接住民生活に影響を与えない歳出削減というご質問でございます。

まず、平成17年度から実施してまいりました健全化計画、収支改善のための早急に対応すべき案件、これについて既に織り込み済みであることから、計画で予定した健全化の取り組み、これにつきましては今後も着実に進めなければなりません。

その中で、特に町税等の徴収率の向上、あるいは事業の廃止縮小を含めた見直し、コスト意識を持った経費の圧縮、適正な定員管理と人件費の圧縮、これらにつきましては住民生活に与える影響はかなり低いと考えられることから、優先して取り組む必要があると考えます。ただ、具体策につきましては、毎年度の予算編成過程の中で対応してまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目、土地開発公社の解散に向けた三セク債の財政に与える影響というご質問でございます。

これにつきましては、先ほどお手元にお配りさせていただきました資料に基づき説明させていただきます。

三セク債を借り入れた場合、後年度の償還期間、返済期間の設定の仕方によりまして、毎年度の財政負担は大きく変わります。そういうところから、平成25年度、約28億円の三セク債、これを利率2%で借りた仮定のもとで、償還期間、これを10年間と25年間、この2つに分けて借り入れた場合の財政収支について、現行の地方財政制度のもと、平成23年度決算あるいは24年度予算、これをベースに推計を行ったものでございます。

三セク債の借り入れに伴いまして、公債費全体、これの推移につきましては、償還期間10年の場合、平成29年度、年間で13億3,000万円をピークに以後減少してまいります。一方、償還期間25年の場合、償還額のピークは同じく平成29年度、年間11億7,100万円で、同じように以後着実に減少してまいります。また、地方債の残高につきましては、借り入れ年度である平成25年度、これに最大131億1,700万円となり、以後、毎年度元金を返済してまいりますことから、残高も着実に減少するものと試算しております。

次に、財政健全化法に基づく健全化指標の推移について説明させていただきます。

まず、実質赤字比率でございます。実質赤字比率につきましては、償還期間が10年の場合、平成27年度、赤字決算に転落し、平成30年度、早期健全化基準であるマイナス15%を超え、翌年の平成31年度、これには財政再生基準の20%を超えてしまいます。一方、償還期間25年の場合、平成26年度以降も黒字決算を維持できる見込みでございます。ただ、公債費の負担

増加に対応するため、平成27、28年度、財政調整基金を活用し、収支の均衡を図る必要がございます。

次に、もう一点、実質公債費比率についてでございます。実質公債費比率につきましては、償還期間10年の場合、平成29年度、早期健全化基準である25%を超えてしまい、平成32年度までの4年間、早期健全化団体として財政の健全化に取り組む必要があります。償還期間25年の場合、地方債の元利償還金の増加などにより平成30年度、22%に達すると見込まれます。しかしながら、健全化基準である25%に達するおそれはなく、その後は公債費の減少に合わせて減少していくと考えております。

3点目の将来負担比率についてでございます。

将来負担比率につきましては、土地開発公社の借入金、これは既に町が負担すべき経費といたしまして将来負担比率に反映されております。そういうことから、三セク債を借り入れて公社を解散した場合においても、その比率が増えることはありません。また、平成26年度以降、毎年度元金を返済することで地方負債残高も着実に減少することから、この比率についても毎年確実な改善が見込まれると考えております。

以上、現在策定を進めております土地開発公社解散プランの案といたしまして、試算の結果、償還期間10年では、かえって町財政を悪化させる結果となったことから、公社の解散に伴う財政負担、ある程度の期間をかけて平準化することも必要と考え、25年を超える償還期間も選択肢として検討する必要があると考えております。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） それでは、私のほうからは、2点目の地域包括支援センターについてと3点目の介護保険サービス利用者と給付費についてお答えさせていただきます。

地域包括支援センターに対する運営方針というところでございますが、1点目の地域包括ケアシステムをどのように構築していくかということでございますが、厚生労働省が地域包括ケアシステムの構築について5つの視点による取り組みを示しているところでありますが、これは都市部をイメージしたものということです。本町のように面積が小さなおところでは、コミュニティーもそれなりにできておりますことから、地域包括ケアがある程度は構築できているものかと思われます。まちが小さくて小回りがきく分、大きなまちに比べて有利なおところだと思います。

しかし、今後、高齢化が進む中、小さいまちなりに生活機能が悪化しても住み続けられる

環境の構築に向けて、地域包括支援センターを中心にしまして、行政、関係事業所、また民生児童委員さんなどとの連携を図りながら、地域包括ケアを進めていきたいと思っております。

2点目の3職種の連携でございますが、保健師、これは高齢者の健康相談とかにお答えする職種でございます、社会福祉士というのは高齢者虐待とか権利擁護に対応しております。主任ケアマネにつきましては、事業者さんのケアマネさんの後方支援に当たっている仕事についております。それぞれ役割を定めておりますが、3職種で連携会議を常に行いまして、チームでの対応を心がけております。

3点目の24時間対応でございますが、地域包括センターの職員の連絡先を役場の宿直室に掲示しておりまして、休みの日とか深夜にはそこから連絡が来るようになっておりますので、24時間対応しております。今年度は試験的に専用の携帯電話を所持する予定でございます。

4つ目の課題なんですけれども、近年の傾向としまして、相談内容が多岐にわたり複雑になってきている現状があります。例えば、在宅福祉の相談と一緒に精神疾患の息子さんの相談をされたり、生活保護の相談があったりなど、地域包括支援センターが対応する高齢福祉だけでは対応できない事例が多くなってきているところでございます。

保険者のかかわり方なんですけれども、その中で1つ目の高齢者が住み続けるための地域の課題とはということでございますが、介護保険を申請することによりまして、家族間の希薄化が進むということがあります。必ずしもすべての場合がそうではありませんが、サービスを提供されることにより、家族が本来担うべき役割もサービス事業者にゆだねる傾向にあります。また、サービス提供と同時に近隣とのかかわりも希薄化する傾向があります。在宅生活を継続するには、サービスを利用しながら家族間の役割、近隣との関係を継続させることが地域での課題であると考えております。

2つ目の総合相談機能を向上させる方策といたしましては、地域包括ケアの課題でもありますように現在の相談は多岐の分野にわたり複雑化しております。相談機能を向上させる方策として、年度内をめどに福祉のワンストップサービスの協議を重ねているところでございます。

3つ目の業務の優先順位の明確化ということでございますが、まだまだ地域包括支援センターに対して住民の方の認知度が低いと思われれます。地域で開催されていますいきいきサロンや地域住民とのかかわりの多い民生児童委員さん、また総代自治会長会の方の定例会などの場をおかりしまして啓発活動を行っております。それと並行して、今年度は、まず高齢化率が高くいきいきサロンが行われていない3地域を対象に介護予防教室を実施しているところ

ろでございます。

4つ目の行政との連携から連結へのステップはということでございますが、昨年10月に地域包括支援センターが本町に移転してから、高齢者問題だけではなく、精神疾患、児童虐待、生活保護、消費者問題と幅広く、町、包括支援センター、それぞれの持っているノウハウを活用して対応が図れるようになってきております。また、今年8月からは、専門職員1名を増員し、体制の強化に取り組んでいるところでございます。地域包括支援センターが福祉政策課の中にあることによって、職員同士が顔の見える関係を構築できてきております。このことから連携を超えた連結が生まれてきていると考えております。

大きい3点目の介護保険サービス利用者と受給費についてでございますが、まず認定者数は879名おられます。そのうち、サービスを利用しなかった数は185人いらっしゃいます。これは年間の平均ではございませんで、一応3月現在の3月分で受けられなかった方の数字でございます。

3番目の年間受給者数でございますが、7,953名。

4番目の介護保険給付費の総額でございますが11億4,716万9,000円でございます。そのうち施設と居宅の別でございますが、居宅は6億7,912万9,000円、施設につきましては3億4,343万8,000円となっております。

5番目の訪問介護サービス中での生活援助の給付費でございますが、訪問介護サービスには、掃除や洗濯、調理などの日常生活の援助を行う生活援助というものがございまして、その給付費でございますが、訪問介護給付費全体では3,347件で、1億2,205万9,000円となっております。そのうち生活援助でございますが、給付費につきましては国保連合会を通して行っておりまして、国保連合会からの情報には、生活援助、身体介護等の区別がございませんで、ご質問の生活援助費につきましては、申しわけございませんが、今の時点でちょっとわかりかねるところでございます。現在、国保連合会に問い合わせしているところでございます。

その次の2番目ですけれども、保険料の上昇を抑えるための施策3点についての町の考え方ということでございます。

このまま高齢化が進めば保険料が上昇することは、専門家でなくても想像がつくところでございます。1つ目の掃除などの生活援助を介護保険の対象外にすることについては、国は自立の妨げになるため生活援助の対象外にしようと思われているところがございますが、町としては現時点では必要なサービスであると考えております。

2つ目の自己負担を20%にすること、また、3つ目の加入年齢を引き下げるということにつきましては、制度によるものでございまして、制度そのものが改正されれば仕方がないというところでございますが、それよりも町ができることとして、要支援・要介護状態にならないよう常日ごろから健康づくり、体力づくりを意識していただき、自分に合ったスポーツやウォーキングを続けられるような施策を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。

○7番（西村 潔） 財政健全化計画については、私も何回も質問させてもらいまして、何とか黒字を保っている。しかし、25年度からの第三セクター債の起債によって、どのような影響があるのかということは、やはり我々は住民に対してもやっぱり十分説明していかないといけないということで質問させていただきました。

これは当然裏づけとなる数値がないと話ができないということで、今それぞれの議員さんにも行ってるようですが、こういう10年債、25年債のシミュレーションをしていただきました。当然これは、これから来年に向けて、10年にするのか、20年にするのか、25年にするのかちょっとわかりませんが、10年であれば、もう健全化の地方団体に落ち込んでしまうということがこれでわかるわけですね。しかし25年にできるかどうかというところもあるわけですね。

要は、やはり計画を立てることはどういうことかという、毎年毎年何をしなければいけないのかということが明白になってくるわけですね。過去2年間は黒字を保ってるということでございましたけど、なかなかこれは現場の中で対応ができるもの、できないものということを確認しとかなんとかいんと。それで私は、この三セク債を発行した結果、影響を与える中で、歳出をどのようにカットしていくのかということなんですけども、その中で、先ごろ総務課長が6月議会で、住民に影響を与えない歳出とは一体どんなものがあるのかということをやっと調べてみたんですけども、行政経費としては、物件費、出張費、電話代、コピー費、その他あるわけですけど、こういう行政経費をどこまでそしたら削減できるのかということについて、もう少し突っ込んだ回答をしていただきたいと思います。

それから人件費ですね、これも住民に直接影響を与えないかもしれませんが、これまで人数の削減、職員さんの給与も人事院勧告で給与を削減してきたわけなんですけども、一体これからどこまでできるのかになると、非常に危惧するわけですね。そういう中で、本当にそ

の歳出削減、先ほどの答弁では9,000万ネットが出ていくということですが、これをいかにして、歳出の削減と収入の増大をしていくと。徴税率を上げるということですが、そういう目標がないことにはですね、具体的な施策はできないんじゃないかということをおっしゃるんですけど、特に住民の生活に直接影響を与えないという歳出削減については、もう少しやっぱり掘り下げていただきたいと思いますね。最終的には9,000万をどうしていくのか。住民に負担を求めるといふことであれば、当然住民に対して来年度の財政健全化に向けての説明も十分にやっぱりして、納得していただかないけませんので、その辺について住民説明会も当然やるべきだと私は思っておりますけど、この点についてもいかがなのかどうかご回答をお願いしたいと思います。

それから、地域包括支援センターなんですけども、はや6年がたって、いろいろ課題が出てきておりますし、やっぱり高齢化ということはどういう意味なのかということをお考えのときに、河合町は2万人弱のちっちゃな町ですから、小回りがきくということですが、逆に小回りがきくのであれば、やはり町の仕事の中で地域包括支援センターを有効に仕事をしてもらうためにはどのようにしたらいいのかということをお考えいただかないといけないということですので、そこで、24時間対応というのはなかなか難しいと思うんですけども、以前の在宅介護支援センターで24時間対応というのがあったわけですが、この地域包括支援センターの中で、今どうも河合町の電話したら、そこは受付の対応やということですが、これはちょっと私は住民にとってよくわからないんじゃないかと思っておりますね。地域包括支援センターという中で24時間体制をどうしていくのかについては、やはり検討の余地があると思っておりますけど、その点について今後検討していただきたいと思っております。

それから一体化については、確かに福祉課のほうに入ったということで、利用者さんからしたらよくわかると思っておりますけど、逆に言うと職員さんという考え方に見られる可能性もあるので、その辺のところはどういう使い分けをするのかということについては、ちょっとまた新たな課題も出てくると思っておりますけど、その辺についての地域包括支援センターの存在についての行政としてはどのように住民にアピールしていくのかについての回答をいただきたいと思っております。

それから、3番目の介護保険についてなんですけども、幸い保険料が月間4,170円ということですが、これをできるだけ維持したいということで、実際の給付の中身を今質問させてもらって、本当に、例えば生活援助を私は必要やと思っておりますけど、どんだけ給付の中で影響あるのかについての試算を私はしてみたいと思っておりますね。やはり生活援助は

必要なので、その点について、どういうふうにすれば介護保険を利用しながら地域の中で暮らしていけるのかということを考えていきたいというふうなことで質問しておりますので、結構厳しい対応をしてる市町村もあるんですね。生活援助を、もうこれは家族がいたらもうだめだという言い方をしてる場所もあるんですけども、河合町も同じような施策で利用者さんに通知してるようですけど、今後、保険料を増やさないためにはどうしたらええのかと。抑えるということも必要なので、この点についてやっぱり一体的に考えていかないといけないので、地域包括支援センターと介護保険とは、ある程度表裏一体の関係になると思うので、データとしてもやはり掌握をしていただきたいと思っておりますけど、以上の質問に対して回答をいただきたいと思っております。

○議長（池原真智子） 財政課長。

○財政課長（福井敏夫） まず、行政経費の削減あるいは人件費の削減というご質問でございます。

具体的には、前回の健全化計画の案を踏襲していくということで、物件費関係につきましては、経常経費について10%のマイナスシーリング、それを超える分については重点ヒアリングを行う。あるいは人件費につきましては、ここ数年、退職者が多々出ております。それに対しての4分の1採用を原則にするなど、かなり厳しくやっているつもりではございます。ただ、議員おっしゃるように、当然もう何らかの数値目標等々設定は必要なのかなと。

ただ、それも含めまして、今現在進めております土地開発公社の解散プラン、あるいは県と調整を要します三セク債の償還期間、この辺が明らかになれば、もう一回、再度健全化計画のローリングを考えてみたいと考えております。

以上でございます。

○福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（池原真智子） 福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 24時間対応ということでございますが、取り次いだ職員の中に、認識というか、ない者も、ちょっと声も聞いておるところは確かでございます。その辺は、また職員間、連絡図りまして、ちゃんと取り次げるようにこれからしていきたいと思っております。

それと、地域包括支援センターの存在についてのアピールということでございますが、特に地域包括支援センターというのを意識するのではなくて、役場の中にありますので、全体としてとらえまして、高齢者問題、障害者問題、また児童虐待等に対応していきたいという我々思いがございまして、存在のアピールとしましては、今、地域に出向きまして出前講座

とかも開催させてもらっております。また、広報紙等を利用して、そういうアピールをしていきたいと考えております。

それと、保険料を抑えるということ、高齢化が進む中、当然、保険料、給付費自体が増えていくわけございまして、歳入が増えない限り、どんどん増えていくのは当たり前の自然の摂理といたしますか、なってくるんでございますが、先ほども申しましたように、微々たることではございますが、そういうことにはならないように日ごろからの健康づくりとか体力づくりを勧めていきたいと考えております。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員、時間が迫っておりますので、まとめてください。

○7番（西村 潔） はい。

まず、起債の条件がまだ決まってないということですけど、25年の可能性は高いんでしょうか、回答をお願いします。

○議長（池原真智子） 財政課長。

○財政課長（福井敏夫） 三セク債につきましては、基本的には10年以内の返済。ただ、その団体の財政状況等を勘案して変更可能であると。他県の状況では、30年という事例も聞いております。ただ、いずれにせよ、その償還期間については、もっと真剣に検討してまいりたいと考えております。

○議長（池原真智子） 西村議員。

○7番（西村 潔） 財政、今後もやはり毎年見守っていかないといけないので、健全化計画いうのをきっちりこれからもやっていただきたいと思いますので、データを必ずやはり我々に示していただきたいと思いますので、今後もよろしくお願いします。

以上です。

○議長（池原真智子） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（池原真智子） お諮りいたします。

本日は、これにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午後 0時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 池原真智子

署 名 議 員 森尾和正

署 名 議 員 西村潔